

高齢者の在宅生活をサポートします

《 介護保険サービス以外の主な高齢者サービスのご案内 》

○家具転倒防止金具等取付費助成 (お問い合わせ) 各区高齢障害支援課

家具転倒防止金具等の取付けが困難な 65 歳以上の高齢者及び重度障害者のみの世帯等に、金具代を除き、取付費の一部を助成します(事前の手続きが必要です)。

＜助成の内容＞ 次の(1)～(2)の合算額を助成します。

(1)出張料 5,000 円を限度 (2)取付費 家具等1台あたり 500 円を限度(5 台まで)

※金具代及び助成額を超えた場合の差額は利用者負担となります。 ※助成は 1 世帯 1 回限りです。

○家族介護者支援

- ・家族介護者向け電話相談 (お問い合わせ) 千葉市家族介護者支援センター ☎302-2017
受付時間/月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時、土曜日 午前 10 時～午後 1 時(祝日、年末年始を除く。) 日頃、介護をしている中で、方法が分からず負担に感じていることや困っていることについて、経験豊富なホームヘルパーが電話でアドバイスします。
- ・訪問レッスン (お問い合わせ) 千葉市家族介護者支援センター ☎302-2017
家族介護者または高齢者の自宅にホームヘルパーが訪問し、介護方法の実技を交えアドバイスします。
- ・オンラインレッスン (お問い合わせ) 千葉市家族介護者支援センター ☎302-2017
家族介護者または高齢者、ご自宅の様子や用具をホームヘルパーが画面越しに確認し、介護方法のコツをアドバイスします。
- ・家族介護者研修 (お問い合わせ) (一社) 千葉県ホームヘルパー協議会 ☎242-5376
在宅で高齢者を介護しているご家族や在宅介護に関心のある方を対象に介護に関する知識・技術を習得するための研修会を開催します。研修日程はホームページにてお知らせします。 [千葉市 家族介護者支援](#) [検索](#)

○緊急通報システム (お問い合わせ) 各区高齢障害支援課

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方が急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるように、電話回線を利用する緊急通報装置(機器本体・ペンダント型発信機・安否確認センサー・火災センサー)を自宅に設置します。

緊急ボタンを押した場合やセンサーが異常を検知した場合、ガードマンが自宅に駆け付けるほか、必要に応じて警察・消防に通報します。(緊急通報システム利用料や機器設置に伴う料金は無料です)

○住宅改修費支援サービス (お問い合わせ) 各区高齢障害支援課

65 歳以上の在宅の要介護・要支援高齢者のいる世帯で、高齢者のため、またはその介護者が介護しやすくするために、住宅の浴室等を改修するときの費用の一部を助成します(事前の申出が必要です)。 ※所得制限があります。

○日常生活用具給付 (お問い合わせ) 各区高齢障害支援課

65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に、日常生活用具(火災警報器・自動消火器・電磁調理器・シルバーカー)の給付を行います(事前の手続きが必要です)。 ※所得制限があります。

○おむつ給付等 (お問い合わせ) 各区高齢障害支援課

在宅の要介護認定者で常時失禁状態の方に、紙おむつ等を給付します(自己負担があります)。
※市民税非課税世帯が対象です。 ※介護認定有効期間満了時には更新の申請が必要です。

○安心電話 (お問い合わせ) 各区高齢障害支援課

65 歳以上のひとり暮らし高齢者(就労者を除く。)に対し、無料で電話による安否の確認を行います。

上記の高齢者サービスのお問い合わせは、各区高齢障害支援課へ

中央区 ☎221-2150 / 花見川区 ☎275-6425

稲毛区 ☎284-6141 / 若葉区 ☎233-8558

緑区 ☎292-8138 / 美浜区 ☎270-3505

各サービスの詳細はこちら

